

事務連絡  
令和4年12月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人の附属  
学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）の  
集計結果の公表について

公立高等学校入学者選抜に関する各都道府県の実施状況及び改善状況等を把握するため実施した標記調査の集計結果（別添）を本日、文部科学省ホームページにおいて公表しましたので、御連絡いたします。

高等学校入学者選抜を実施する各教育委員会等において、今後の選抜の在り方を検討するにあたっての参考としていただきますようお願いいたします。

その際、特に、下記の点についてご留意くださいますよう、お願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

#### 1. 令和5年度入学者選抜における感染症対策について（調査項目I関係）

令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和4年6月14日付け4文科初第684号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）を踏まえ、それぞれの地域や試験会場、試験方法に応じて必要な感染症対策を講じるとともに、一人の受検生も受検機会を

失うことのないよう、追検査や、新型コロナウイルス感染症の影響により受検をできなかった者等に対する調査書等の書類のみによる選考を実施する等、受検機会の確保のための柔軟な対応を徹底いただくよう改めてお願いいたします。

また、インフルエンザ罹患者等についても、新型コロナウイルス感染者への対応と同様に、受検機会の確保に努めていただきますようお願いいたします。

2. 公立高等学校の入学者選抜における志願者数が定員に満たない場合の対応等について  
(調査項目Ⅱ 2 関係)

高等学校入学者選抜については、各学校長が、その学校に期待される社会的役割や学科等の特色を踏まえ、その学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、入学を許可するものであり、定員内不合格自体が直ちに否定されるものではありませんが、定員内でありながら不合格を出す場合には、その理由が説明されることが適切です。

一方で、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは非常に重要であり、そうした観点から、各都道府県教育委員会においては、今回の調査を契機として、域内の、学ぶ意欲を有する中学生の進学先が確保されているかを改めて分析するとともに、今回の調査結果を、今後の域内の高等学校政策の検討につなげていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度入学者選抜に関し、設置する高校の定員内不合格の状況を把握していない教育委員会においては、令和5年度入学者選抜以降、高等学校の設置者として、状況を把握いただきますようお願いいたします。

以上

(別添) 令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(公立高等学校)結果

(参考) 文部科学省ホームページ掲載箇所

[https://www.mext.go.jp/content/20221227-mxt\\_koukou01-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221227-mxt_koukou01-1.pdf)

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付  
高校教育改革係 長屋、坂井、中島  
T E L 03-5253-4111(内線3482)  
e-mail koukou@mext.go.jp